

相模原市農業委員会第32回会議議事録

開 会 日 時 令和6年10月31日 午後1時40分

閉 会 日 時 令和6年10月31日 午後2時52分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (○印)

①	青 木 齊	⑧	志 村 佳 男	⑮	八 木 拓 美
②	齋 藤 憲 一	⑨	阿 部 健	⑯	菱 山 喜 章
③	加 藤 正 博	⑩	高 橋 三 行	⑰	藤 村 達 人
④	渋谷 久 夫	11	齋 藤 孝 之	⑱	天 野 明
⑤	斉 藤 嘉 之	⑫	山 口 幸 男	⑲	加 藤 通 一
⑥	大 塚 優 子	⑬	大 谷 健 一		
7	小 林 康 史	⑭	西 東 邦 雄		

出席委員 17名

欠席委員 2名 (7番小林康史委員、11番齋藤孝之委員)

傍聴人 0名

事 務 局 前田康行 伊藤和彦 濱端雄高 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席 5番

議席 16番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第4回農地あっせん委員会報告
3	議案第40号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第41号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第42号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第43号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第44号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第45号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第46号	農用地利用集積計画の決定について
10	議案第47号	農用地利用集積計画の決定について
11	議案第48号	農用地利用集積計画の決定について
12	議案第49号	相模原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
13	報告第42号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
14	報告第43号	農地所有適格法人の報告について
15	報告第44号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
16	報告第45号	農地造成工事の施工承認について
17	報告第46号	非農地証明書の発行について
18	報告第47号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
19	報告第48号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第32回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は17名で、定足数に達しております。

本日、7番小林康史委員、11番齋藤孝之委員より欠席の旨通告がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、5番齊藤嘉之委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。

本日、傍聴の希望はございませんので、引き続き日程に入ります。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告いたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和6年10月1日から10月30日までの主な会務につきまして、報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

10月16日、神奈川県農業委員会活動推進大会第2回大会運営委員会が開催されまして、阿部会長と私、前田が出席しております。内容につきましては、大会の運営並びに提出議案についてほかでございます。

同日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、報告4件となっております。

続きまして、市関係でございます。

10月1日、農業委員会第31回総会を行いまして、農業委員19名に出席いただきました。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

10月9日、農地利用最適化推進委員本庁地区個別報告会が開催されまして、推進委員8名が出席しております。

また、10月10日には、津久井地区個別報告会が開催されまして、推進委員9名が出席しております。内容につきましては、いずれも9月の活動報告についてほかでございます。

10月15日、相模原市地域計画旧相模原市区域に係る第2回協議の場が行われまして、阿部会長、菱山副会長、農業委員2名、推進委員2名が出席しております。

また、10月16日、旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町区域に係ります第2回協議の場が行われまして、阿部会長、菱山副会長、農業委員2名、推進委員3名が出席しております。内容につきましては、いずれも地域計画案についてほかでございます。

10月23日、役員会を行いまして、阿部会長と菱山副会長が出席しております。内容については、総会提出案件ほかでございます。

裏面を御覧ください。2のその他、市関係でございます。

10月22日に緑区大島におきまして、農地再生モデル事業が行われまして、農業委員5名、推進委員1名ほか出席しております。内容につきましては、農地の草刈りでございます。

10月24日、令和7年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見提出が行われまして、阿部会長、菱山副会長、高橋委員、齋藤憲一委員、天野委員、小林委員、私、前田ほか出席しております。内容につきましては、農地等の利用の最適化の推進

に関する意見を市長へ提出したものでございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。

１７番（藤村委員）

相模原市地域計画第２回協議の場ですけれども、参加者は市側と、我々と、それ以外にどなたがいらっしゃったのでしょうか。

事務局（前田事務局長兼次長）

この協議の場につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員以外に広く農家の方に呼びかけをして、市が開催しているものでございます。

１７番（藤村委員）

そうすると、一般の農家の方は何名ぐらいでしたか。

事務局（前田事務局長兼次長）

当日、一般の農家の方の参加はなかった状況でした。この協議の場の構成メンバーですが、農業委員の皆さん、農地利用最適化推進委員の皆さん、市農協とつくい農協、神奈川県農業会議、土地改良区にも構成メンバーとして入ってもらっています。

１７番（藤村委員）

そうすると、市とか土地改良区の方が入っているということで、それが主な対象になるのでしょうか。

ここの一番の肝は、多分、農家さんに対してどれくらい説明するかという話になってくると思うのですが、そこと直接つながりがあるのは土地改良区の役員さんになるのですね。

事務局（前田事務局長兼次長）

土地改良区もそうですけれども、農業委員、農地利用最適化推進委員も農家の方ですから、そういった点では、非常に関わりのある、御意見を頂戴する対象メンバーとして、存在としては非常に大きなものだと思いますが、県農業会議にしても、県内のほかの市の状況も含めて、県央センターの職員も来ていまして、県内の状況の話もあり、幅広く、そのような説明も含めてあったという状況です。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございますでしょうか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程２ 第４回農地あっせん委員会報告

議長（阿部会長）

続いて、日程２「第４回農地あっせん委員会報告」をいたします。天野委員長から報告をお願いいたします。

委員長（天野委員）

それでは、第４回農地あっせん委員会の結果を報告いたします。

１０月１日に開催されました第４回農地あっせん委員会の結果について報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中で主な意見ですが、議題２については、本庁管内の農地再生モデル事業の実施に当たり、令和４年度に耕作放棄地対策協議会の再生利用事業を実施いたしました緑区大島の諏訪森下の農地について、まだ担い手が見つかっておらず、圃場管理として草刈りを実施する状況にあるため、この農地を事業の対象とすることで承認されました。なお、草刈りは１０月２２日に実施いたしました。

以上で第４回農地あっせん委員会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がありましたら、お願いします。
よろしいですか。

〔 はいの声 〕

議長（阿部会長）

それでは、以上で第４回農地あっせん委員会報告を終わります。

日程3 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程3議案第40号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-10は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和6年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-10は、相模原市南区に住む譲受人が、伊勢原市に住む譲渡人が所有する農地を経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は当麻の畑、1筆、1,043㎡です。今後の作付は、ジャガイモなどの露地野菜を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地7筆、3,224㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が180日、子が150日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-10については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

8番（志村委員）

10月26日に現地確認へ行ってきました。当日、たまたま譲受人の方にお会いできまして、きれいに作っているということで、女性の方ですけれども、現地に来ていまして、息子さんが僕も手伝うからしっかりやってくれということで、特に問題ないと思います。御審議をよろしくお願いします。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第40号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程3 議案第40号については、原案のとおり決定いたしました。

日程４ 議案第４１号 農地法第３条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程４議案第４１号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、３ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第４１号 農地法第３条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号３－１０１５は、農地法第３条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和６年１０月３１日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、４ページを御覧ください。

收受番号３－１０１５は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するものです。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は４ページを御覧ください。申請は緑区青山の畑、１筆で、１４７㎡です。地下トンネル建設に伴う区分地上権の説明については、以前に審議された議案と同じですので省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第４１号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程４議案第４１号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程5議案第42号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-6から5-10及び5-1043から5-1047は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和6年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページから7ページを御覧ください。

收受番号5-6は、譲受人の株式会社RAYAが、譲渡人が所有する当麻の農地、1筆、862㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、解体業を営んでおり、事業規模拡大により、現在使用している資材置場が手狭となったため、新たに事業所の近くに資材置場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、万能鋼板を設置し、雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相愛病院の南約500mです。

続きまして、收受番号5-7は、譲受人が、譲渡人が所有する橋本台3丁目の農地、1筆、2,222㎡のうち、85.82㎡に使用貸借権を設定し、自己住宅、農家分家の二世帯住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、借家住まいであり、子供も成長し、現在の借家では手狭なため、自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック2段から3段積みを設置し、雨水については、雨水浸透枳による敷地内浸透とする計画です。汚水については公共下水道に接続いたします。申請地はLCA国際小学校の南西約270mです。

続きまして、收受番号5-8は、譲受人の株式会社ハギワラが、譲渡人が所有する田名の農地、1筆、796㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、土木工事業を営んでおり、現在使用している駐車場を来客用の駐車場として確保するため、新規に社用車置場として駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック1段から3段積みを設置し、東側一部は既設ブロックを利用する計画です。雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は児童養護施設中心子どもの家の南東約20mです。

続きまして、收受番号5-9は、譲受人の株式会社SEAL'Sが、譲渡人が所有す

る田名の農地、2筆、666㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地と第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、建設業を営んでおり、事業規模拡大により、現在使用している駐車場が手狭となったため、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック2段から3段積みを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は神奈川県立相模田名高校の南東約440mです。

続きまして、収受番号5-10は、譲受人のアカネトランスポート株式会社が、譲渡人が所有する上九沢の農地、1筆、1,995㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、運送業を営んでおり、賃借権により使用中の駐車場を返却するに当たり、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、西側にブロック2段から3段積みを設置し、東側は既設ブロックを利用する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市立大沢小学校の北約110mです。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、収受番号5-1043は、借受人が、貸出人が所有する緑区三ヶ木の農地、3筆、252㎡に使用貸借権を設定し、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、借受人は現在、賃貸住宅に住んでおり、手狭なため、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリート擁壁を使用するとともに、西側にコンクリートブロック3段及び東側に木柵高さ40cmで土留めをし、雨水については、雨水浸透枳及び砂利敷きによる敷地内浸透とし、汚水については公共下水道に接続します。申請地は相模原市立津久井中央小学校の北西約160mです。

続きまして、収受番号5-1044は、借受人が、譲渡人が所有する緑区中野の農地、1筆、391㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は現在、賃貸住宅に住んでおり、手狭なため、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック2段から8段で土留めをし、雨水については、雨水浸透枳及び砂利敷きによる敷地内浸透とし、汚水については公共下水道に接続します。申請地は相模原市立相模原西メディカルセンターの北東約240mです。

続きまして、収受番号5-1045は、譲受人の株式会社エムジェイコーポレーションが、譲渡人が所有する緑区川尻の農地、1筆、1,332㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は20ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由

としましては、譲受人は卸売業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、出入口部分を除き、鋼板高さ51cmで土留めをし、雨水については、砂利敷き及び雨水浸透貯留槽を設置し、敷地内浸透とします。申請地は相模原市立広田小学校の北西約610mです。

続きまして、収受番号5-1046は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区青山の農地、1筆、477㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は22ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は現在、賃貸住宅に住んでおり、手狭なため、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリート擁壁高さ1.2m及びコンクリートブロック1段で土留めをし、雨水については、雨水浸透枳及び碎石敷きによる敷地内浸透とし、汚水については公共下水道に接続します。申請地は市立串川保育園の北東約150mです。

続きまして、収受番号5-1047は、譲受人の株式会社オプションが、譲渡人が所有する緑区牧野の農地、3筆、479.47㎡の所有権移転を受け、事務所及び研修所として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は24ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は建設業を営んでおり、現在賃借中の事務所が手狭なため、返却し、新たに事務所及び研修所を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、矢板土留め高さ61cmで土留めをし、雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とし、汚水については合併浄化槽により処理します。申請地は相模原市立藤野南小学校の北西約1,200mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号5-6については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

8番（志村委員）

10月26日に現地確認に行っていました。この場所は昭和橋の相模川の堤防沿いでありまして、この地図の右側が、以前、やはり農地転用を受けたところでございます。周りもしっかりと境界も確認できました。ただ、ちょっと盛土してありますので、入口から雨水が流れるのではないかと思いますけれども、敷地内浸透ということですので、特に問題はないと思います。御審議よろしく申し上げます。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-7及び5-10については、緑区担当、山口幸男委員、お願いします。

12番（山口委員）

まず、収受番号5-7について御報告いたします。南側は、ほとんど法面といいますか、土手になっていまして、東側も、多分、これは所有者の住宅に接しています。ほかの面も、作付はされていませんけど、きれいに管理されています。かつ、境もたしか低

かったので、住環境、営農環境とも悪影響は全くございません。10月17日に確認してきました。

収受番号5-10も17日に確認してきて、案内図ですと東側は果樹になっているのかな、でも、ここはたしか、以前、転用して、今、駐車場になっています。たしか、転用許可した場所です。北側は道路の表示になっていますけど、実際は茶の木が生け垣になってしまっています。西側は耕作されていますけれども、ブロック2段程度ですので、これは全く問題ない案件だと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-8及び5-9については、中央区担当、大谷健一委員、お願いします。

13番（大谷委員）

収受番号5-8から、お願いいたします。写真の東側と西側に1軒ずつ家があります。それ以外は境界や何かはしっかり確認できましたが、その2軒については、事前に説明されたほうがいいのではないかと思います。

収受番号5-9ですが、この道路は全くの生活道路で、この写真には写っていませんが、右側は住宅街になっておりますので、車の出入りが激しくなるということで、事前説明はしっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-1043及び5-1044については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いします。

6番（大塚委員）

収受番号5-1043、1044、いずれも10月27日に高城推進委員と一緒に見てまいりまして、境界と隣地関係は事務局の説明のとおりで、特段、問題はないと思います。いずれも周りが住宅街に囲まれた畑で、それが住宅に変わるのは、やむを得ないのかなと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-1045については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いします。

14番（西東委員）

先般、27日に現地調査をしてきました。該当のところは毎月のように農地の転用が続いている場所でもあるのですが、ちょうど境川沿いに面した場所で、該当の場所は、草は出ているんですけれども、更地の状態になっておりまして、事務局の説明のとおり転用後の計画もしっかりされていますので、特に問題はないかと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-1046については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いいたします。

15番（八木委員）

10月26日に中島推進委員と現地確認してまいりました。現状、今耕作されている方がかなり一生懸命されていて、いささか残念だなというのが正直な感想です。杭もきちんと打ってありまして、境界についても全く問題なくという感じでした。ただ、1点ちょっと気になったのは、土手になっていまして、2mまではいかないくらい、道よりちょっと高くなっているのですけれども、多分、軽トラが1台上に上がってくるぐらいの道があったのですが、恐らく、少し削って、建築する際には、そういった作業が行われるのかなと思ったのですが、目の前に住宅があるので、土の流出など、その手の類いはちょっと気をつけていただきたいなという感想でした。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-1047については、藤野地区担当、加藤正博委員、お願いいたします。

3番（加藤委員）

10月28日、天野委員と一緒に歩いてきました。写真で見ると、よく分からないような草と木があって、スクリーンの赤い線のところで、一応、見た感じが上と面でちょっとずれているような感じがしたのですが、よく見たら、そのとおりになっていましたので、よろしくお願いします。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

収受番号5-10、図面の14ページになります。かつて、その右側が、樹木が植わっていて、物すごいケヤキの森になって、周りに迷惑をかけているというのが、たしか数年前にきれいに取り払われて、駐車場みたいな感じになっていたと思うのですが、その左側が、そのとき危惧されたというか、取ったほうがいいという話になったのは、斜線がついているところで、新規就農者の方が頑張って入っていらっしゃって、林がなくなって、すっきりしていいかなと。今、航空写真で見ましたら、きれいな作付がなされていて、頑張っていたみたいですが、そこが追い出されてしまうというのがちょっと悲しいですが、何か状況は分かりますか。

事務局（武信総括副主幹）

こちらにつきましては、利用権設定がされていましたが、地主さん等からの強い要望もあり、合意解約ということで解約書が提出されましたので、それで申請を受ける形になりました。

17番（藤村委員）

耕作者の方は、代替地はうまく見つかったのですか。

事務局（武信総括副主幹）

申請地近隣で、継続して農業を続けたいという話は事務局には来ておりません。

17番（藤村委員）

別のところへ移って、どこかいいところがあれば、いい感じの話だけど。

事務局（武信総括副主幹）

そうですね、何らかの相談が来れば対応するつもりではいましたけれども、特に相談はなく進みました。

以上です。

17番（藤村委員）

はい。

10番（高橋委員）

収受番号5－7ですけれども、これは今建っている母屋を壊して、ここまで造成するという考えでよろしいのでしょうか。ただ、周りが畑としたら、こういう使い方よりも、もっと道路に面したところを取ったほうがいいのかと、耕作しにくいのではないかと思います。そういう指導はしないのですか。

以上です。

事務局（武信総括副主幹）

こちらの2,222㎡全体は、この方が所有している、一部転用する周りは全部この方の畑になっておりまして、お話のとおり、既存宅を壊して建て替える予定になっております。一部転用の南側につきましては、この地図では見づらいんですけども、1mぐらい下がった場所になっております。なので、畑としては一番角を一部転用する形になっております。

10番（高橋委員）

はい。

12番（山口委員）

現地を見た感じだと、写真の四角い枠の向こう側の斜面の向こう側は、たしか斜面です。だから、何もできないです。たしか、法面になってしまっていて、あそこは使いようがないです。

事務局（武信総括副主幹）

先ほど申したとおり、畑としては角地になっております。

以上です。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第42号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 5 議案第 4 2 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程6 議案第43号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、10ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号6-7から6-30及び6-1018から6-1046は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているので、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和6年10月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11ページから21ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対で利用権設定をするものです。本庁管内の24件、整理番号6-7から6-30について説明いたします。

新規分は整理番号6-14と6-19のうち、田名7942番1並びに田名7943番1で、新たに利用権を設定するものです。

それ以外は期間満了に伴う更新のための利用権を設定するもので、契約期間の開始は令和7年1月1日からとなっています。

新規分に係る案内図は26ページと28ページを御覧ください。

契約期間は、整理番号6-16が6年、6-18から6-21が5年、6-23が4年で、それ以外は3年となっております。

本庁管内の合計件数は24件、49筆で、合計面積は30,558㎡です。このうち利用目的が果樹畑となっている6-24と6-25ではブドウを、6-29と6-30では梨を栽培予定です。利用目的が水田のものは水稻を、普通畑のものについては露地野菜を栽培予定です。

21ページにつきまして、6-27、6-28については、支払方法が物納という形になっているんですけれども、こちらの取扱につきましては、使用貸借で謝礼として作ったものを渡す場合もありますが、6-27、6-28につきましては、農用地利用集積計画の申出書の中で賃貸の支払方法について物納と記載されておるものになっておりまして、そのため、賃借権の物納という議案となっております。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、津久井事務所管内の29件について説明します。

22ページの整理番号6-1018から、33ページの6-1046までは、期間満了に伴い提出された申請で、件数は29件、49筆、42,979㎡になります。いずれも期間満了に伴う更新分になります。

補足説明としましては、26ページの6-1027について、借手側の面積が487㎡となっておりますが、この方が借りているところは、7月、8月と東京電力パワーグリッドが緑区の三ヶ木で鉄塔の建て替えにより農地を一時転用する申請があり、

そこを借りていた方でして、一時転用により合意解約を行ったため、今回は487㎡のみの更新となります。また、一時転用が終わった暁には、今まで借りられていたところは、また借りる予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第43号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6 議案第43号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 7 議案第 4 4 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 7 議案第 4 4 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、16 番菱山喜章委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いします。

16 番 菱山喜章委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程 7 議案第 4 4 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、34 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 4 4 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 6－1047 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 10 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、35 ページを御覧ください。津久井事務所管内の 1 件につきまして説明します。

整理番号 6－1047 は、期間満了に伴い提出された申請で、件数は 1 件、2 筆、4,303 ㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 4 4 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 7 議案第 4 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、1 6 番菱山喜章委員には、御着席をお願いいたします。

1 6 番 菱山喜章委員 着席

日程 8 議案第 4 5 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 8 議案第 4 5 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、14 番西東邦雄委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

14 番 西東邦雄委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程 8 議案第 4 5 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、36 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 4 5 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 6－1048 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 10 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、37 ページを御覧ください。津久井事務所管内の 1 件につきまして説明します。

整理番号 6－1048 は、期間満了に伴い提出された申請で、件数は 1 件、筆数 2 筆、面積は 4,528 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 4 5 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程８議案第４５号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、１４番西東邦雄委員には、御着席をお願いいたします。

１４番 西東邦雄委員 着席

日程 9 議案第 4 6 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 9 議案第 4 6 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、38 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 4 6 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 6-59 から 6-61 及び 6-63 から 6-123 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているので、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 10 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、39 ページから 51 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。

本庁管内の 64 件について説明いたします。

このうち、整理番号 6-95 及び 6-96 は耕作者変更に伴う申請で、その他については、期間満了に伴う更新のための利用権設定です。いずれも契約期間の開始は令和 7 年 1 月 1 日、契約期間は 3 年となっています。本庁管内の合計件数は、64 件、97 筆で、合計面積は 87,109 ㎡です。このうち、利用計画が水田のものは水稻を、普通畑のものは露地野菜を栽培予定です。

補足説明としまして、41 ページの 6-74 につきましては、面積が 879 ㎡で、この方は、かながわ農業サポーター制度により、平成 25 年に新規就農いたしまして、その後、経営規模の拡大などはしていないですけれども、J A 麻溝台支店で朝市を開催したり、美味しい野菜を作る会の会長などをやられたりということで、農業経営につきましては、きちんとされている方と聞いております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

〔 はいの声 〕

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第４６号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程９議案第４６号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 10 議案第 47 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 10 議案第 47 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、13 番大谷健一委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

13 番 大谷健一委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程 10 議案第 47 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、52 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 47 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 6-62 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 10 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、53 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。

整理番号 6-62 は期間満了に伴う更新のための利用権設定で、1 筆、1,024 m² となります。契約期間の開始日は令和 7 年 1 月 1 日からで、契約期間は 3 年です。当該農地では露地野菜を栽培する予定です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 47 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 10 議案第 47 号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、13 番大谷健一委員には御着席をお願いいたします。

13 番 大谷健一委員 着席

日程 1 1 議案第 4 8 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 1 1 議案第 4 8 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により議事参与が制限されますので、8 番志村佳男委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

8 番 志村佳男委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程 1 1 議案第 4 8 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、5 4 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 4 8 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 6－1 2 4 から 6－1 2 5 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 6 年 1 0 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、5 5 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。

整理番号 6－1 2 4 は期間満了に伴う更新のための利用権設定で、2 筆、1,0 3 3 m²となります。

続きまして、整理番号 6－1 2 5 は新規に利用権を設定するもので、1 筆、9 9 8 m²となります。新規分の案内図は 2 9 ページ、3 0 ページを御覧ください。

いずれも契約期間の開始日は令和 7 年 1 月 1 日からで、契約期間は 3 年です。当該農地では水稻を栽培する予定です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第４８号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程１１議案第４８号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、８番志村佳男委員には御着席をお願いいたします。

８番 志村佳男委員 着席

推進に関する指針について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 1 2 議案第 4 9 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、5 6 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 4 9 号 相模原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について。農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を別紙のとおり定め、同条第 4 項に基づき公表するものとする。令和 6 年 1 0 月 3 1 日提出。相模原市農業委員会会長。

続きまして、5 7 ページから 6 2 ページを御覧ください。

こちらの指針につきましては、既に 9 月の全員協議会及び 1 0 月の農地利用最適化推進委員個別報告会でお示ししている内容でございます。

その後、1 0 月 2 1 日を締切りとして御意見を伺いましたが、委員の皆様からの御意見はございませんでした。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項において定めることとなっております。

今回の指針は、平成 2 8 年度の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農地利用の最適化の推進が農業委員会の取り組むべき業務として位置づけられ、1 つ目、遊休農地の発生防止・解消、2 つ目、担い手への農地利用の集積・集約化、3 つ目、新規参入の促進の 3 つの柱について、それぞれ令和 6 年 3 月を最終目標として目標値を定め、これまでも 3 年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に、検証、見直しを行ってまいりました。

今回については、今までの指針が完了したことに伴い、新たに指針を策定することとなり、農業経営基盤の強化の促進に関する県の基本方針及び市の基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、1 0 年後に目指す農地状況等を示すものとなります。

また、令和 7 年 3 月に市が策定予定の地域計画について、その目標を達成するための農業委員会の役割も示しております。

5 8 ページの上段を御覧ください。

1. 遊休農地の発生防止・解消、(1) 遊休農地の解消目標についてですが、現状 2 9 ヘクタールある遊休農地を毎年 1 ヘクタールずつ解消し、1 0 年間で 1 0 ヘクタールの解消を目指し、令和 1 6 年 3 月の遊休農地面積を 1 9 ヘクタールとするものです。

なお、(2) 具体的な推進方法として、農地の利用状況調査と利用意向調査の実施、農地の貸借の推進、農地中間管理機構との連携、相模原市耕作放棄地対策協議会等による農地の再生利用事業の実施、鳥獣被害対策の充実のため、市や県に対しての意見を行うなどに取り組んでいきます。

次に、５９ページの中段を御覧ください。

２．担い手への農地利用集積、（１）担い手への農地利用集積目標についてですが、現状の農地利用集積面積１４９ヘクタールに対し、毎年、３ヘクタールずつを集積し、１０年間で３０ヘクタールの集積を目指し、令和１６年３月の集積面積を１７９ヘクタールとするものです。

続いて、６０ページを御覧ください。

上段の参考、担い手の育成・確保の表についてですが、担い手への農地利用集積目標を定めるための参考値として市が定めたもので、担い手となる認定農業者や認定新規就農者などの経営体数の目標値を設定しています。

なお、（２）具体的な推進方法については、地域計画の作成・見直しや農地中間管理機構等との連携、農地の利用調整と利用権設定により、担い手への農地利用集積に取り組んでいきます。

続いて、６１ページを御覧ください。

３．新規参入の促進、（１）新規参入の促進目標についてですが、現状の数値を令和３年度から５年度の実績で新規参入した３７経営体として、毎年５経営体の新規参入を目標とし、１０年後の令和１６年３月の参入経営体を８７経営体とするものです。また、新規参入経営体取得面積については、現状の累計８.６ヘクタールに対し、毎年１ヘクタールずつの取得面積を目標とし、１０年後の令和１６年３月の取得面積を１８.６ヘクタールとするものです。それぞれの目標に対する評価としては、農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施の状況の公表を策定し、毎年、取りまとめて公表しています。

なお、この議案について、本日の総会で御決定いただいた後には、農業委員会等に関する法律第７条第４項に基づき、市ホームページ等に公表する予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第４９号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程１２議案第４９号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 3 報告第 4 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 1 4 報告第 4 3 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 5 報告第 4 4 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程 1 6 報告第 4 5 号 農地造成工事の施工承認について

日程 1 7 報告第 4 6 号 非農地証明書の発行について

日程 1 8 報告第 4 7 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 9 報告第 4 8 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

事務局から、まず、補足説明はありますか。

事務局（武信総括副主幹）

68 ページを御覧ください。

こちらの中段に農業関係者の議決権の割合が 51 % と記載があるのですが、こちらにつきましては 600 分の 301 ということで、50.1 % が正しい数字となっております。

以上です。

議長（阿部会長）

それでは、これより質疑に入ります。

17 番（藤村委員）

72 ページの農地所有適格法人報告書について、売上高が 6,000 万ですが、5 反で 6,000 万というのは、これ、どんな経営をしている方ですか。

事務局（伊藤所長）

確かに、面積に対して収入額がとんでもなく高いと感じるところもあるんですけど

も、71ページの下を見ていただくと、関連事業等の内容に、キッチンカーとあります。この法人は、5反余りのところで、作物も書いてありますけど、サツマイモ、ジャガイモを栽培しています。この品目で6,000万となっていますが、遊園地の中にキッチンカーで入って、そこで、紙コップ1つのフライドポテトやサツマイモを揚げたものを販売しているそうです。1つの紙コップが500円で売れると、フライドポテトで言えば、ジャガイモ1個が500円に化けるんです。それが積み重なって、今回の申請は4,500万、目標として、来年は6,000万を目指す、そういう気持ちで事業を進めていくと申しておりました。

17番（藤村委員）

仮にサツマイモを掘って1,000万だとして、フライドポテトが6,000万だとすれば、5,000万は農業収入に含まれるのですか。

事務局（伊藤所長）

この法人の事業自体が加工販売も含めておりますから、そうなってくると、農業経営の一環の収益になります。

17番（藤村委員）

なるほど。では、例えばトマトを作って、トマトで売ってもいいし、トマトジュースで3倍の値段で売れたら、3倍の値段で書いていい、そういう感じですね。

事務局（伊藤所長）

そうですね。

17番（藤村委員）

はい、分かりました。

議長（阿部会長）

ほかに、よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程13報告第42号から日程19報告第48号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第33回総会は、令和6年11月29日金曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は産業会館4階特別会議室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第32回総会を終了いたします。